

高岡市民病院食堂・喫茶設置運営に係る諸条件

1 運営店舗

本院が指定する場所において、外来患者、見舞客等を対象とした食堂及び喫茶事業を営む店舗の設置運営となります。(資料2、平面図参照) 食堂と喫茶は同一の店舗内での運営となり、本院内に複数の店舗を設置するものではありません。

2 事業期間

今回の募集に関する事業期間は、令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)となります。ただし、本院もしくは事業者側に、やむを得ず運営を継続できない事情が生じた場合には、使用の終了を希望する日の6か月前までの申し出を基本としたうえ、双方で協議を行い、合意が得られた場合には、期間の変更を行うこととします。

3 費用負担

事業の実施にあたり、下記の費用については、運営者の負担となります。

(1) 入居に係る費用

- ・厨房機器、備品を含む運営に係る設備
- ・参加者が希望する内装等への工事費
- ・厨房東側開口部における、仮設壁等厨房内への防塵を目途とした設備等の設置費用

(2) 入居中の費用

- ・入居に係る行政財産使用料(現在の条件による年額1,593,730円)
- ・食堂の運営に係る電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費(実費)
- ・本院と合同での廃棄物処理を希望する場合には、廃棄物処理料(固定額)
- ・食堂に勤務する者が本院職員駐車場を利用する場合には、駐車場使用料(固定額)
- ・運営者及び食堂の利用者が故意または過失により本院の設備を破損・汚損した場合には、その修繕等に係る一式の費用(実費)
- ・店舗の清掃消毒、安全管理、保険等、運営及び管理に係る諸経費
- ・その他、食堂の運営において、その利用者に損害を与えた場合に係る損害回復、賠償等の費用

(3) 退出に係る費用

- ・清掃及び現状復帰に係る費用

4 禁止事項

- ・提案資料及び選考会にて提示された内容以外での利用は原則認められません。また、使用

許可に係る権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ・店舗内に、喫煙室及び喫煙席を設けることはできません。
- ・酒類等、病院内での提供に適さないと考えられるものの提供は禁止とします。

5 その他条件

- ・病院内の店舗であることから、清潔感のある身なり、接遇での運営をお願いします。
- ・食品衛生法等、飲食店の開業設置に係る法令を遵守するだけでなく、衛生管理、感染症対策、また健康管理等、設置場所が病院内であることを踏まえた対策を行ってください。また、院内で勤務することとなる職員は、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体を持つことが望ましいことから、予防接種の勧奨や抗体価の確認を行うなど、感染症予防への配慮をお願いします。
- ・公共施設としての美観保持に配慮願います。また、店舗内で提供する飲食品等と直接関係のない公告類の掲示はご遠慮願います。
- ・材料等の本院内への搬入に係る経路等については、当院の指定に従ってください。
- ・店舗の開業準備中だけでなく、営業を開始した後についても、内装工事の実施や大型の備品の搬出入等、院内の通行や院内他所に影響を及ぼす事象が発生する場合には、必ず本院への事前相談、届出が必要となります。
- ・店舗の運営・管理の状況等について、適宜報告を求める場合があります。